

一般質問4 職員の不手際と処分について

この間、町田市職員の不手際が目立っており、町田市と市民に財政的な損害を負わせる事案も発生している。あるいは、現在の第3定例会においても、提案された決算書が丸ごと間違っていたという【前代未聞】(ぜんだいみもん)の事態まで起きており、私などただただ驚いている。この事態を憂慮する市民も少なからずおられるでしょう。

そこで、

- (1) 職員の不手際と関係者の処分はどうなっているか
- (2) 職員の処分にはどのような種類と内容が制定されているか
- (3) この間(2023年度以降)の処分事例はどのようなものがあるかの3点を尋ねたい。



第2回定例会の写真

<答弁>

重大な事案では、規定にもとづき処分が行っている。

免職、停職、減給、戒告の順に処分がある。

近年では、交通事故や補助金の申請が漏れて税収が減り存在が起きたことで、処分を行っている。

<再質問>

懲戒処分というのは、免職、停職、減給、戒告というものがあることが分かった。

免職、停職、減給というものは、すぐに頭の中で想像できるが、戒告というものはどういうものだろうか。

また、訓告というものがあると聞くが、これは懲戒処分には相当しないものか、それに、嚴重注意という言葉も聞くが、

戒告、訓告、嚴重注意、口頭注意と言うものが、どういう具体的な相違があるか、

述べてもらいたい。



第2回定例会の写真

<答弁>

戒告は文書による処分を言い、他に口頭で注意を行うことがあり、これには嚴重注意と言う言い方もあるが、文書は用いず、処分の記録は残さない。訓告とされる場合もあるが、戒告以上のものが処分であり、嚴重注意を含めて注意は処分には相当しないという。

<質問と答弁>

ついで、今議会冒頭の議案配布で決算書が丸丸異なった年度のもので配ら、そのまま審議が進められた問題を取り上げました。

答弁によると、紙で議案を配布していた時代からネットで配信する時代になって、点検に漏れが出たもので、原本は紙でできており、原本に間違いでは無かったというだらだらした説明で、いわゆる詭弁的なものに聞こえました。

それでは議員に配信される議案（今回は決算書）を、議員はそれしか見ることがないわけであるが、決算書原本ではないのかと問いました。最終答弁では原本相当と言うような言い方でしたが、間違った配信情報（決算書）が生じて法的な責任は無いという考えが行政の意識の根底にあるようでした。

長らく市議会に席を置き、初当選から（途中、別の選挙に出て空白があるが）31年目を迎えているが、この間に配布議案が丸ごと異なったものが配布されたことはないかと尋ねました。無いと言う断定はされず、思い当たらないと言う答弁で済まされました。本来、この種の質問は理事者が答弁するものですが、町田市では部長答弁に終始することが往々にしてあります。

「議会や議会運営委員会の権威が軽くなったと先輩議員には見られているだろう」と反省するものでした。



第2回定例会の写真